

令和7年度第3回大学小委員会議事録

開催日時：2026年3月11日 14時00分から16時30分

場所：長井記念館会議室A・B

参加者：大学小委員会委員、伊東事務局長

配布資料

- ・資料1(1)(2)：実務実習費調査結果
- ・資料2：大学として適正な実務実習費と思われる金額
- ・資料3：大学として実務実習費に最大出せる金額
- ・資料4：薬学実践実習費について
- ・資料5：実習時の手土産について
- ・資料6：2025年度実務実習生 薬学実践実習希望項目及び希望人数
- ・参考資料①②：医療系学生の実習費

○報告・協議事項

1. 実務実習費について

中村委員長より、今回の会議の趣旨について次のような説明があった。

近年、一部の実習受入施設から、物価上昇や人件費高騰を理由とした実習費増額の要望が寄せられている。これ以上の実習費上昇は、授業料の値上げ、薬学部志望者の減少、ひいては将来的な薬剤師数の減少に繋がる懸念される。このため、関東地区調整機構を介して実施される実務実習における実習費の上限について、大学小委員会として議論してほしい旨の説明があった。

続いて、大嶋委員より資料1-3に基づく説明があり、受入施設の多くが、薬局実習費302,500円(税込)、病院実習費418,000円(税込)以内で実習を継続している現状を踏まえ、これらの金額を実務実習費の上限額として大学小委員会の総意としたい旨の提案があった。

委員からの主な意見

上限額設定の理由として、他の医療系学生の実習費との単純比較を前面に出すのではなく、実習費の高騰が授業料負担の増大、薬学部志望者の減少、将来的な薬剤師不足に繋がり得ることへの懸念を、丁寧かつ誠実に伝える形が望ましいとの意見が示された。

決定事項

- (1) 大学小委員会委員が、上記の上限額案について各大学の支払側に確認する。
- (2) 関東地区調整機構として総意の形成を図る。

- (3) 総会前の運営委員会において、各小委員会委員長に情報共有し、事前協議を行う。
- (4) その後、大学側の総意として、薬局小委員会および病院小委員会に提示する。
- (5) 4月の総会にて説明する。

なお、各委員が学内で説明する際の根拠資料として、本日の議事録を活用することとした。

また、受け入側に提示する文書については、対立的な印象を与えないよう配慮し、冒頭で実習費高騰への懸念を誠実に伝える内容とすることが確認された。

2. 薬学実践実習について

大嶋委員より資料4の説明があり、以下の調査結果および意見が共有された。

薬学実践実習費の1日あたりの適正額は15大学で5,000円～7,500円の回答があった。また、1日あたり支出可能な額については、17大学から5,000円以上との回答があり、概ね現行実務実習における薬局実習の1日あたりの実習費と同程度であった。

一方で、5,000円という金額は、参考資料①②に示された他の医療系学生の実習費と比較すると非常に高額であり、また、薬学実践実習はモデル・コア・カリキュラム上の必須標準実習とは性格が異なるため、現行の実務実習費より低い水準とする考え方も示された。

委員からの主な意見

- 実務実習より高度な教育ができる施設では、より高額な実習費を求める可能性もある。
- 低額に設定した場合、高度な教育を提供しようとする施設側からの反発が生じる恐れがある。
- 海外では、施設側が学生に対してアルバイト料の様な形で支払いを行っている例もある。
- 薬学実践実習の定義が現時点では十分に明確ではなく、直ちに一律の金額を示すことは難しい。
- 受入施設の種別（病院、薬局、ドラッグストア等）により、適正な実習費は異なる可能性がある。
- 実習内容ごとに費用を変動させると混乱が生じるため、一定の基準額を設定することが望ましい。
- 大学負担とするか、学生自己負担とするかで大きく異なる。選択実習であることから、学生が自己負担するとなると、参加をためらう学生が多くなる可能性がある。

以上の通り、意見が多岐にわたり、当日は結論には至らなかった。ただし、大学小委員会としての意見を次回薬学教育協議開催までに取りまとめる必要があることから、早急に継続検討を行うことが確認された。

3. 施設訪問時の手土産について

18 施設において手土産を持参している実態が示された。

この結果は各大学の参考情報として共有し、運用については各大学の判断に委ねることになった。

4. 2025 年実務実習生の薬学実践実習への希望

2025 年度の学生アンケートでは、回答者（1,038 名）の約 76%が医療現場での実習を希望しており、そのうち希望が多かった項目は「抗がん剤のレジメン」、「救急救命」、「製薬会社」であった。なお、実習を選択しないと回答した学生は 6.55%だった。

5. ワークショップの開催について

先に配布した「実務実習における礼節・行動規範（試作）」で対応困難な学生への対応を検討するため、下記の通りワークショップを開催することが報告された。

日時：2026 年 5 月 30 日（土）13 時開始

場所：城西大学紀尾井町キャンパス 3 号館 2 階

なお、ワークショップ開催後、懇親会を予定している。

6. その他

実習生の割り振り変更に関するルール逸脱事例に関する報告

茨城県地区において、過去にハラスメント事例のあった薬局への学生割り振りに関し、調整機構副委員長が、実習開始前に調整機構に相談することなく、直接エリア担当者と交渉し、割り振り先を変更した事案が報告された。

このような実習開始前の変更手続きにおけるルール逸脱が問題となり、茨城県薬剤師会に対して、調整機構委員長名による謝罪文を提出された。あわせて、臨時運営委員会にて、嶋田委員を副委員長職から解任し、後任として大嶋委員が委員長より指名された。なお、2026 年度第 1 回総会までの間、大学小委員長は大嶋委員が兼任することとされた。

また、後任の大学小委員会の委員長には西委員が推薦された。さらに、実習開始前の割り振り変更については、必ず調整機構へ報告し、調整機構から正式な依頼を行うプロセスを厳守するというルールの再徹底をした。

以上
作成者 大嶋